

もどる <https://cskokura.fukuoka.jp/shotaki-kirigaoka/index.html>

(1) 通い、訪問、宿泊のカウントについて

小規模多機能型居宅介護における通い、訪問、宿泊サービスの内容は、運営基準等で細かく規定されていないため、提供したサービスをどのサービスでカウントするの
か迷う場合があります。包括報酬であることから、直接、報酬の増減に影響するわけ
ではありませんが、運営推進会議や、国保連合会への請求業務（過少サービスの場合
の減算）、また、ご利用者への請求書の作成にあたっては、「通い」、「訪問」、
「宿泊」の回数を把握しておく必要があります。

<通いと宿泊の関係>

通いと宿泊のカウントは、運営規程に定められた通いと宿泊の時間に基づき判断し
ます。運営規程に定められた通いの時間内に居宅以外で提供されたサービスは、通い
サービスになります。

例えば、運営規程に定められた通いの時間が9時から19時までであった場合、それ以
外の時間に提供されたサービスは宿泊サービスとします。

- ・ 20時から22時までの時間、事業所に通った場合→ ~~通い~~
→宿泊
- ・ 9時から20時まで利用→~~通い~~+宿泊
→通いの延長
- ・ 5時から12時まで利用→~~通い~~
→宿泊+通い

通いサービスを使い、そのまま宿泊した場合は、通いと宿泊の両方にカウントでき
ます。

<通いと訪問の関係>

例えば、通いサービスの利用者に付き添って、買い物に行きそのまま居宅まで送っ
た場合は、ご利用者は通いの定員としてカウントされていることから、通いの延長の
扱いになります。ただし、居宅に送った後、介護員が居宅において引き続き介護サ
ービスを提供した場合は、「通い+訪問」を算定することができます。

また、通いの送迎時に、居宅においてオムツ介助など行った場合は、プラン上に通
いと身体介護が位置づけられているのであれば、通いと訪問の両方にカウントができ
ます。

「(2) サービス提供が過少である場合の減算」の項目1に記載の「① 登録者1人当たりの平均回数」にある各サービスの回数についても参照してください。

(2) サービス提供が過小である場合の減算

事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、利用者等の全員について介護報酬が70%に減算されます。

※本市への届出は不要です。

1 地域密着型サービス報酬基準解釈通知

① 「登録者1人当たり平均回数」は、歴月ごとに以下のイからハまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定するものとする。

イ 通いサービス

1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。

ロ 訪問サービス

1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。また、訪問サービスには訪問看護サービスも含まれるものである。

ハ 宿泊サービス

宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。

- ① 登録者が月の途中に利用を開始又は終了した場合にあっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、①の日数の算定の際に控除するものとする。登録者が入院した場合の入院日(入院初日及び退院日を除く。)についても同様の取扱いとする。
- ② 市町村長は、サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には、事業所に対し適切なサービスの提供を指導するものとする。

2 厚生労働省Q&A

【21. 3. 23 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 69】

(問 127) サービス提供が過小である場合の減算の取扱いについて、電話による見守りをサービス提供回数に含めることは可能か。

(答) 利用者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合は、サービス提供回数に含めることは可能であるが、電話による見守りはサービス提供回数に含めることはできない。

【24. 3. 16 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 267】

(問 156) サテライト事業所の登録者に対して、本体事業所の従業者が訪問サービスを提供した場合又は本体事業所において宿泊サービスを提供した場合、当該サービスの提供回数はサービス提供が過少である場合の減算に係る計算の際、本体事業所とサテライト事業所のどちらのサービスとして取り扱うのか。

(答) サテライト事業所におけるサービス提供回数として計算する。